

兵庫県公報

平成29年 1月31日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 住民監査請求に係る監査の結果	1

監査委員公告

住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成29年1月30日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成29年1月31日

兵庫県監査委員

北条 やすつぐ
藤川 泰延
平野 正幸
上田 良介

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成28年12月1日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、南あわじ市八木養宜上963-4 岡田実千代から提出された。

2 請求の概要

請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

- (7) 兵庫県（動物愛護センター）が行っている動物の即日殺処分（引取り・収容の当日又は翌日に行う殺処分をいう。以下同じ。）は器物損壊罪、証拠隠滅罪及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）違反のみだりな殺傷に当たる犯罪行為である。

請求人が主張する犯罪	請求人が主張する該当理由
器物損壊罪 （刑法（明治40年法律第45号）第261条）	所有者不明の動物は遺失物であり、遺失物法（平成18年法律第73号）の公示手続を経なければ所有者の所有権は失われない。これを殺処分することは他人の所有物である動物を殺す器物損壊罪に当たる犯罪行為である。
証拠隠滅罪 （刑法第104条）	所有者のいない犬猫は全て遺棄された犬猫であって、動物遺棄（法第44条第3項）の罪に係る捜査の端緒となるものであり、告発義務のある公務員がこれを殺処分することは犯罪の証拠を隠滅する行為である。
みだりな殺傷 （法第44条第1項）	①器物損壊罪に該当する所有者不明の動物の殺処分は合法的殺処分とは認められず、みだりな殺傷に当たる犯罪行為である。 ②犬猫の所有者には終生飼養義務（法第7条）があり、行政はこ

の義務に違反する引取りはできない。引取り禁止義務違反の引取りによる犬猫の殺処分は法が禁止するみだりな殺傷に当たる犯罪行為である。

- (ロ) 動物愛護センターは、災害時の動物救護活動の拠点としての機能を備えた施設として整備されたとしているが、同センター淡路支所は埋立地にあり、災害時の拠点にはふさわしくない場所にあること、同センター本所及び各支所において殺処分業務ができるにもかかわらず、また、本来の業務である動物愛護推進等により引取り数の減少を図るべきであるにもかかわらず、動物管理事務所で動物に多大な苦痛を与える炭酸ガス殺処分を継続していることその他の理由から、法に違反する施設である。

イ 求める措置の内容

- (イ) 動物愛護センターが行っている動物の即日殺処分は違法な犯罪行為であり、その費用は全て違法な公金の支出に当たるので、返還させること（請求事項1）。
- (ロ) 動物の即日殺処分を直ちに中止し、法に反する動物愛護センターの違法行為を是正すること（請求事項2）。

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記1の文書が提出された。

3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成28年12月1日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

平成29年1月6日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、請求人からおおむね次のとおり陳述があり、別記2の文書の提出があった。

なお、請求人の主張は多岐にわたるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 平成28年度の動物愛護センター本所及び各支所の動物の殺処分に係る記録によれば、ほとんどが即日殺処分で、異常である。違法な行為なのですぐにやめ、動物愛護センターを意味のある施設に変えるか、廃止してほしい。ほんの数パーセントを、それもボランティアの協力を得ることで譲渡し生かしているのであれば、意味のない税金の無駄遣いの施設である。
- (2) 兵庫県は、即日殺処分の法的根拠が動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年条例第8号。以下「条例」という。）第28条第2項だと言っているが、そのような違法な条例を作って長年殺処分を続けてきていることはすごく問題のあることだと思う。条例がいつできたのか、誰の責任でできたのか、兵庫県知事の責任をきちんと考えていただきたい。
- (3) 即日殺処分のほとんどは、病名や理由がないものだと思う。理由も根拠もなく、違法な行為で犯罪である。市民や県民が勝手に犬や猫を殺したら法違反で訴えられるのに、職員はこのように自由な判断で即日殺処分しており、虐待であると思う。子猫は生きられないからという理由で処分しているが、親子で持ち込まれたものは生かすことができると思うし、飼い主の持込みでも、あと何年も生きられないようなものを引き取って処分しているが、終生飼養の指導に力を入れるべきである。
- (4) 致死処分の記録と引取りの台帳とを見比べたときに日にちが合わないとか、台帳の管理も不十分で、動物愛護センターには、動物を保護する目的は全くないと思う。
- (5) 動物愛護センターは、無責任な飼い主と虐待者にとって都合のいい持込み場所となっている。また、動物愛護センターは施設がきれいなので、県民は動物を助けてくれるところだと勘違いして動物を持ってくると思う。形だけ「愛護センター」としてたくさん殺処分をするのは、県民をだます詐欺行為だと思う。
- (6) 動物愛護センター本所及び各支所で殺処分ができたにもかかわらず、わざわざ動物管理事務所に移送して殺処分することには意味がなく、動物管理事務所が存在する意味はない。

- (7) 兵庫県のホームページには（離乳前の子犬・子猫を保育し、譲渡につなげる）ミルクボランティアの事業に積極的に取り組んでいると書いてあるが、見かけだけは頑張っているようなところを見せて、実際には何もしていない。
- (8) 動物愛護センターは、はっきりした事実が確認できた事案がないということでこれまで動物の虐待事案に係る警察への届けをしていないが、これは犯罪行為の証拠を隠滅する行為である。
- (9) 動物愛護センターは災害時の動物救護の活動の拠点として作られたというが、淡路支所は同行避難の場所にも使えず、虚偽の説明であると思う。

2 執行機関の陳述の要旨

平成29年1月6日に執行機関の陳述（自治法第242条第7項）を実施したところ、健康福祉部からおおむね次のとおり陳述があった。

(1) 動物の引取り、収容及び処分の方針の趣旨と考え方

動物の引取り、収容及び処分は、法及び条例の目的のうち、主に動物による人の生命、身体及び財産への危害や近隣住民への迷惑など生活環境への影響を防止するという観点から行われるが、一方で、法及び条例は、動物の愛護をも目的としているところであり、この2つの目的を調和させるために、一定の要件の下に行っているものである。

法及び条例が目的とする人と動物が調和し共生する社会づくりを目指すためには、所有者による動物の適正飼養が何より欠かせないが、それがいまだ十分に普及していない現在の社会情勢の下で、殺処分は、法、条例に則った手続の中で、やむを得ない場合に実施しているものである。

(2) 引取り、収容をする場合

ア 所有者からの引取り

(7) 法第35条に基づく犬猫の引取りは、動物による生活環境の保全上の支障を防止するため、都道府県等の義務として規定されているが、このうち同条第1項に基づく所有者からの引取りについては、動物の所有者による終生飼養が努力義務とされていること、犬猫等販売業者に終生飼養の確保が義務付けられていることから、終生飼養の原則に反すると認められる所有者からの引取り、犬猫等販売業者からの引取り等については拒否できる規定となっている（同項ただし書）。ただし、法の原則は引き取ることが行政に義務付けられたものであり、引取りを拒否することにより周辺的生活環境の保全に支障が生じる場合については、引取りを行わなければならない。

(4) 引取りに際しては、拒否できる要件に該当するかどうか、繰り返し引取りを求めているか、生活環境の保全上の支障を防止するために引取りをする必要があるかどうか等を、聴取りの上判断している。

多くの場合は、まず飼い主から電話で相談があり、その段階で、引取り後は基本的に殺処分となることを伝えた上で、引取りを希望する理由を詳しく聴取し、例えば、「子犬子猫が生まれてこれ以上飼えない」といった場合は新しい飼い主探しや親の避妊去勢手術を指導したり、「飼い主をかむ」、「鳴き声がうるさい」といった相談に対しては動物病院の受診、しつけ方教室への参加、飼育場所についてのアドバイス等をし、終生飼養を指導している。

しかし、例えば、犬の鳴き声に対し近所から複数の苦情があり、飼育場所を変える等の方法をとったが改善されない、所有者自身や家族が入院する等で動物の世話が十分にできない状況があるなどの場合は、法に基づき引取りを行っている。

イ 所有者の判明しない犬猫の引取り

(7) 法第35条第3項に基づき拾得者その他の者から所有者の判明しない犬猫の引取りを求められた場合は、法第35条第1項ただし書の引取り拒否に係る規定が適用されないことから、都道府県等は必ず引取りをしなければならない。

(4) 引取り拒否に係る規定がないため、法に基づき引取りを行うが、引取りの際には、飼い主の有無や虐待等の違法事案に関係している疑いがないか等についてチェックを行っている。

また、引取り時には、例えば、拾得された地域で、他に所有者不明の猫がいないかなど拾得した場所の状況を詳細に聴取し、引取りを要することとなった背景に地域の問題がないか等を把握するとともに、必要に応じて所有者不明の猫の増加を防ぐ対策を示したチラシを配布する等地域の実情に応じた啓発を実施している。

ウ 飼い犬の収容

人への危害防止の観点から、鎖等でつながれていない飼い犬があると認めるときは、条例第27条に基づき、収容することができる。

エ 負傷動物等の収容

公共の場所において、病気にかかり、又は負傷した動物を発見した者から通報を受けた場合は、法第36条第2項に基づき収容しなければならない。

(3) 処分をする場合

法第35条第7項に基づく平成18年環境省告示第26号「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（以下「環境省告示」という。）は、引取り等した保管動物の処分は「所有者への返還」、「飼養を希望する者への譲渡し」及び「殺処分」としている。

ア 譲渡について

法第35条第4項は、返還・譲渡を推進し、殺処分の削減を目指す事を趣旨として、その飼養を希望する者への譲渡に努めることとしている。

本県では、条例第30条に譲渡の規定を設け、できる限り生存の機会を与えるために、動物愛護センターに入ってくる全ての犬猫を対象に、家庭動物としての譲渡への適性を評価した上で、譲渡に適すると判断したものについては譲渡を行っている。

イ 殺処分について

(7) 所有者から引取りした犬猫の場合

所有者から引取りした犬猫の処分については、所有者が所有権を放棄したものであり、環境省告示に則って家庭動物としての譲渡適性を評価し、適性がないと判断した場合は、やむを得ず殺処分している。

引取り後に譲渡適性を評価した結果、譲渡に適すると判断した場合は希望者を募集して譲渡している。譲渡に適さないと判断した場合は、やむを得ず殺処分している。その判断の時期が引き取った当日であれば、その日のうちに殺処分することがある。

(4) 所有者の判明しない犬猫を引取り、収容した場合

所有者の判明しない犬猫を引取り、収容した場合については、条例第29条が、狂犬病予防法に準じた手続として、2日間の公示等をし、公示期間等満了後1日以内に所有者が引き取らない場合は、処分することができることとしている。

条例第29条に基づき、公示の上保管期間が経過しても所有者が現れなかった場合は、その時点で譲渡又は殺処分が可能となる。所有者から引き取った場合と同様譲渡の適性を評価し、譲渡に適すると判断した場合は希望者を募集して譲渡する。譲渡に適さないと判断した場合は、殺処分となる。

(6) 引取り、収容した犬猫が疾病、負傷又は離乳前の状態にある場合

条例第28条は、引取り、収容した犬猫が疾病、負傷又は離乳前の状態にあるときは、必要に応じて治療等の措置を講ずるが、措置を講じても回復等の見込みがないと判断したときは、当該動物を処分することができる旨定めている。

この「治療等の措置」とは、センターが行うことが可能な措置として、引取り等した犬猫の保管期間中における治療等をする趣旨であり、これによっても回復等の見込みがないと判断した場合は処分することとしている。

具体的には、

a 引取り等した犬猫が、疾病にかかり衰弱が著しかったり、負傷していてその状態が重篤であるなど、公示等に係る保管期間に行う治療等の措置が当該動物にかえって苦痛を与え、苦痛を長引かせることになると判断した場合

b 離乳前の子犬、子猫を引取りした場合で、治療や人工で授乳、保温等しても保育が不可能と判断した場合

等が対象で、処分に当たっては、動物愛護センターの獣医師資格を持つ職員が、条例に基づく前述の要件に従って致死処置の必要性を判断し、適正に行っている。引取り等した当日にその判断をした場合は、その日のうちに殺処分している。

(4) 他の地方公共団体の状況

殺処分に関しては、環境省の全国統計により、全国の他の地方公共団体においても行っていることを把握しているが、国へ照会したところ、過去に、本件類似の業務において犯罪として起訴された事例はなく、平成28年12月に本県が行った全国46都道府県への照会においても、犯罪として起訴された事例は

なかった。

(5) 請求人の主張について

請求人が言うところの即日殺処分は引取り当日又は翌日に行う殺処分とされていることから、これらのうち(3)イ(ア)所有者から引取りした犬猫の場合、(3)イ(ウ)引取り、収容した犬猫が疾病、負傷又は離乳前の状態にある場合において該当する場合があると考えられる。平成27年12月1日から平成28年11月30日までの間に殺処分した2,001頭のうち、即日殺処分は1,380頭となっているが、これらは全て、法、条例等に基づく手続、要件に則り、必要性を判断の上、適正に行っている。

動物愛護センターでは、殺処分を減らす取組をしながら、やむを得ず殺処分を行う場合も、法や告示その他の通知、条例やその運用通知に従った手続により適正に処理しており、犯罪には当たらないと考えている。

(6) 殺処分減少に向けた取組

本県では、前述の引取り時の所有者への状況聴取、終生飼養の指導等を徹底するほか、犬のしつけ方教室や小学生等を対象とした講習会を開催したり、できるだけ多くの犬猫が早く飼い主の下に戻るよう動物愛護センターホームページで収容動物の情報提供を行ったり、譲渡においても一般家庭への譲渡に加え譲渡活動をしている団体等への譲渡や補助犬候補犬として社会福祉法人日本聴導犬協会への譲渡を行うなどに取り組んでおり、これらの取組の結果、動物愛護センターでの犬猫の殺処分数は、所有者からの引取り拒否に係る法改正前の平成24年度の5,059頭から平成27年度の2,625頭まで、年々減少してきた。

また、平成28年度からは、離乳前の子犬・子猫の保育等にボランティアの協力を得ることで譲渡につながる事業を行っており、平成28年4月から11月までの間に、離乳前の子猫126頭の保育を試み、そのうち98頭を譲渡できた。

第3 監査の対象

1 監査の対象とした事項

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為（公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実をいう。以下同じ。）を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならない（平成2年6月5日最高裁判所判決）ところ、請求人が請求書及び事実証明書において特定したと判断できる財務会計行為のうち、請求事項1に係る次の支出を対象とした。

別記1の4の事実証明書に記載の平成27年度の「殺処分に関する費用」（殺処分に係る薬品代。動物愛護センター本所及び各支所分）に係る支出のうち、平成27年12月1日以降の期間における支出に係る部分（計21,762円）

2 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 監査の対象としなかった事項

ア 請求人が請求書及び事実証明書において特定したと判断できる財務会計行為のうち、請求事項1に係る次の支出

(イ) 別記1の4の事実証明書に記載の平成26年度の「殺処分に関する費用」（動物愛護センター本所及び各支所分）に係る支出及び平成27年度と同支出のうち、平成27年11月30日以前の期間における支出に係る部分

(ロ) 別記1の6の事実証明書に記載の平成25年度及び平成26年度の「人件費」、「炭酸ガス」、「灯油」及び「動物愛護センター各支所からの動物の搬送に係る費用」（動物管理事務所分）に係る支出

イ 請求事項2

(2) 監査の対象としなかった理由

ア 住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、財務会計行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないものとされている（自治法第242条第2項）。

しかし、上記(1)アについて、本件措置請求が行われた日（平成28年12月1日）は支出のあった日（平成27年11月30日以前）から1年以上経過しているため、監査の対象とすることができない。

イ 住民監査請求は、地方公共団体の財務会計行為の違法性・不当性を判断し、その是正を目的とする

ものであり、行政運営一般の違法性を争うことを目的とする制度ではないところ、上記(1)イの即日殺処分中止、法に反する動物愛護センターの違法行為の是正は、財務会計行為に該当しない。

なお、請求人は、非財務会計行為である動物愛護センターの業務運営が法に反し又は不適切であるから、動物愛護センターの設置管理に要する費用全般が違法不当な公金の支出である旨述べているものとも考えられるが、住民監査請求制度は、住民に対し、地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計行為に限って、その監査と非違の防止、是正の措置を監査委員に請求する権能を認めたものであって、一定の期間にわたる財務会計行為を包括して、当該行為を具体的に特定することなく、監査を求める権能までを認めたものではないとされている（平成2年6月5日最高裁判所判決）ことから、いずれにしても、かかる請求を監査の対象とすることはできない。

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、陳述時に提出された証拠資料（別記2）、請求人の陳述、執行機関の陳述及び執行機関に対する調査（平成28年12月16日から28日までの間に実施）により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 動物の引取り、収容及び処分に係る制度

ア 動物の引取り及び収容に関する法令及び条例の定め

次の場合、当該動物を引き取り、又は収容しなければならない（ただし、(エ)は収容することができる旨の規定である。）。

引取り又は収容の理由	根拠法令
(ア) 犬又は猫の引取りを所有者から求められたとき。	法第35条第1項
(イ) 所有者の判明しない犬又は猫の引取りを拾得者その他の者から求められた場合	法第35条第3項
(ロ) 道路、公園、広場その他の公共の場所において疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物を発見した旨の通報があったとき。	法第36条第2項
(ハ) 条例に違反して鎖等でつながれていない飼い犬があると認めるとき。	条例第27条第1項

なお、(ア)の引取りにあつては、法、条例の趣旨や所有者が終生飼養義務を負う（法第7条第4項、第22条の4。犬猫等販売業者以外にあつては努力義務）こと等から、所有者に対し必要な指導を行った上で、やむを得ない場合に引き取ることにしている。

ただし、法令上は、法第35条第1項、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第21条の2は、飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた等の場合は引取りを拒否することができる旨定めるが、拒否は義務ではなく、「できる」旨を定めるものである。さらに、拒否できる場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要があれば引き取らなければならない。

イ 処分に係る法令及び条例の定め及び運用

処分とは、環境省告示によれば、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡及び殺処分とされている。

法は、動物の引取り及び収容を行う根拠については上記ア(ア)から(ロ)までのとおり定めているが、引取り・収容後における処分を含めた動物の処遇については何ら具体的な定めを置いておらず、当該事務を自治事務として実施する各地方公共団体が、必要に応じ条例や要綱、要領等において手続を定めている。

兵庫県における手続は、以下のとおりとなっている。

(7) ア(ア)の引取りに係る犬又は猫

所有者からの引取りであり、所有者が引取り時に所有権を放棄したものである。引取り後速やかに新たな飼い主への譲渡に適するかどうか（健康状態、気質等）を判定し、譲渡可と判断したものは譲渡希望者を募集の上譲渡する。譲渡に適さないと判断したものは殺処分を行う。その判断の時点により殺処分が引取り・収容の当日又は翌日となることがある。

(イ) ア(イ)から(エ)までの引取り・収容に係る動物

引き取り、又は収容した時点では所有者不明であることから、鑑札等により所有者が判明したものについては所有者に引き取るべき旨を通知し、所有者が判明しないものについては公示を行う（条例第29条第1項）。

所有者が通知到達後又は公示期間満了後1日以内に返還を願い出たものは所有者に返還するが、当該期間内に引き取らないときは、飼養を希望する者への譲渡に適するかどうか（健康状態、気質等）を判定し、譲渡可と判断したものは譲渡希望者を募集の上譲渡する（条例第30条）。譲渡に適さないと判断したものは殺処分を行うことができる（条例第29条第3項）。

(ロ) 引き取り、又は収容した動物が負傷等の場合

引き取り、又は収容した動物が疾病にかかり、負傷し、又は離乳する前の状態にある場合は、必要に応じて保管期間中における治療等としての措置を講ずるが（条例第28条第1項）、治療等の措置を講じても回復等の見込みがないと判断したときは、生存させることによりかえって苦痛を与え、又は当該個体の苦痛を長引かせることになるものとして、殺処分を行うことができる（条例第28条第2項）。

対象は、疾病、負傷の症状又は離乳前で体力が不十分であること等から、動物愛護センターが有する体制の下で行うことが可能な治療、保育等を行っても回復等の見込みがないと担当獣医師が判断したものである。その判断の時点により殺処分が引取り・収容の当日又は翌日となることがある。

(2) 動物の即日殺処分の実施状況

平成27年12月1日以降、平成28年11月30日までの間の即日殺処分を対象として、引取り、収容及び処分の事務を調査した（監査の対象とした財務会計行為（平成27年12月1日以降の期間における別記1の4の事実証明書記載の平成27年度の「殺処分に関する費用」に係る支出。第3の1参照）により取得した薬品を使用して実施された可能性があるものとして、当該期間の即日殺処分を対象とした。）。

対象期間中の殺処分数は2,001頭、うち即日殺処分は1,380頭である。即日殺処分の実施状況は以下のとおりであり、関係書類の確認及び関係職員からのヒアリングにより調査した結果、上記(1)の手に違背して実施されたと認められる事例は見受けられなかった。

ア 所有者から引き取ったもの

理由 区分	幼弱 0～1週齢	幼弱 1～2週齢	健康状態	老齢	気質等	計
犬			39	20	46	105
猫	24	4	114	8	165	315
計	24	4	153	28	211	420

イ 所有者不明のもの

理由 区分	幼弱 0～1週齢	幼弱 1～2週齢	健康状態	計
犬	3		13	16
猫	287	63	594	944
計	290	63	607	960

なお、これらとは別に、対象期間中、422頭が飼養を希望する者に譲渡され、53頭が所有者に返還されている。

(3) 全国の地方公共団体の状況

ア 犬又は猫（所有者不明のもの）の即日殺処分を行う場合の有無

犬又は猫（所有者不明のもの）の即日殺処分を行う場合の有無について、執行機関が平成28年12月に行ったアンケート調査に回答のあった44の都道府県の回答内容は以下のとおりであり、半数程度の都道府県において、本県と同様の場合に即日殺処分が行われている。

回答内容	都道府県数 (複数回答あり)
上記(1)イ(ウ)（引き取り、又は収容した動物が負傷等の場合）のうち、疾病、負傷を理由とするものと同様の場合	22
上記(1)イ(ウ)（引き取り、又は収容した動物が負傷等の場合）のうち、離乳前であることを理由とするものと同様の場合	26

イ 犬又は猫の殺処分について起訴された事例の有無

(7) 執行機関が平成28年12月に行ったアンケート調査に回答のあった44の都道府県全てが、犬又は猫の殺処分について起訴された事例は把握していないと回答している。

また、本県においても、そのような事例はない。

(4) 執行機関から国（環境省）への問合せにおいても、全国の地方公共団体において犬又は猫の殺処分について起訴された事例は把握していないとの回答があった。

2 判断

(1) 本県では、動物の愛護及び管理に関する所要の措置を講ずることにより、県民の動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的として条例を定め、動物の引取り、収容及び処分の業務を行っている。

(2) 請求人が違法な犯罪行為であると主張する即日殺処分を含む動物の引取り、収容及び処分の業務は、法及びこの条例に則り、執行機関において必要性を判断して実施するものであり、監査した範囲では、これらに違背して実施されたと認められる事例は見受けられなかった。

なお、請求人は即日殺処分を行う場合の根拠規定となっている条例第28条第2項が法に違反するとも述べるようであるが、住民監査請求は、地方公共団体の財務会計行為の違法性・不当性を判断し、その是正を目的とするものであり、行政実例（昭和27年12月25日自行行発第181号）では、「(条例の可否、当不当等) 条例そのものの監査はできない」としている。

(3) 請求人が即日殺処分に係る費用の支出が違法であるとする理由は、即日殺処分が犯罪（器物損壊罪（刑法第261条）、証拠隠滅罪（刑法第104条）、みだりな殺傷（法第44条第1項））に該当するからというものである。

しかし、犯罪行為の存否に関しては、抽象的に犯罪であるということとはあり得ず、個々の行為が犯罪に当たるかどうかは、単に構成要件に該当する可能性があるというだけでなく、故意が認められるか、正当な業務による行為に当たらないか等様々な要件に照らして検察ないし裁判所において個別具体的に判断されるものであるところ、本県において、即日殺処分について犯罪として起訴された事実はない。

また、同様の業務が行われている他の地方公共団体に関しても、当該業務が犯罪として起訴された事実は、国及び他の地方公共団体において把握されていない。

(4) これらのことから、動物愛護センターによる即日殺処分が違法な犯罪行為であると判断すべき理由はない。

以上のとおり、動物愛護センターが行っている動物の即日殺処分は違法な犯罪行為であり、その費用は違法な公金の支出に当たるので返還させることを求める、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

別記1

- 1 「告発状（兵庫県職員によるみだりな殺傷行為と器物損壊罪）」と題する文書
- 2 「投資事業評価調査書 動物愛護センター淡路支所整備事業」と題する文書

- 3 「兵庫県動物愛護センター淡路支所調査の報告」と題する文書
- 4 写真（「兵庫県動物愛護センター経費」と題する文書を撮影したもの）
- 5 「動物管理事務所犬猫引取数」と題する文書
- 6 「兵庫県動物管理事務所の経費」と題する文書

別記2

- 1 「平成28年度致死処分等診察記録票集計表」と題する文書（動物愛護センター本所及び各支所分）
- 2 動物の引取り等に係る願届処理簿（写し）（平成28年度、動物愛護センター本所及び各支所分）
- 3 致死処分等診療記録票（写し）（平成28年度、動物愛護センター本所及び各支所分）